

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実
施の確保等に関する法律関係手数料条例

公布年月日・番号 平成 13 年 12 月 21 日・東京都条例第 112 号

1 概要

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。略称「フロン回収破壊法」）の施行に伴い、第一種フロン類回収業者の登録等に関する手数料を下表のとおり規定したものである。

第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者に係る登録申請手数料及び登録更新申請手数料

事務の種類		手数料(円)
第一種フロン類回収業者	登録申請の審査	6,100
	登録の更新申請の審査	4,200
第二種特定製品引取業者	登録申請の審査	6,100
	登録の更新申請の審査	4,200
第二種フロン類回収業者	登録申請の審査	6,100
	登録の更新申請の審査	4,200

2 施行期日

(1) 第一種フロン類回収業者に係る手数料
公布の日（平成 13 年 12 月 21 日）

(2) 第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者に係る手数料
平成 14 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局都市地球環境部環境配慮事業課フロン担当

直通電話 03(5388)3471

都庁内線 42-746

